平成２４年（フ）第３０９６号
大阪府寝屋川市国松町44番５号
債務者　髙田　昭治
1　決定年月日時　平成24年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３１１２号
大阪府寝屋川市中木田町26番11―301号
債務者　新屋　明美
1　決定年月日時　平成24年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３５２１号
大阪府八尾市高砂町１丁目84番地
債務者　山地　正文
1　決定年月日時　平成24年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３５５４号
大阪市生野区新今里４丁目５番15号　セブンコート今里201
債務者　田中　富子
1　決定年月日時　平成24年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３７０６号
大阪市東成区東今里２丁目８番27号　ハイツ東今里306号、前住所大阪市東成区大今里２丁目19番３号
債務者　松田　篤忠
1　決定年月日時　平成24年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３７０７号
大阪市東成区東今里２丁目８番27号　ハイツ東今里306号、前住所大阪市東成区大今里２丁目19番３号
債務者　松田　房恵
1　決定年月日時　平成24年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４２８号
千葉県我孫子市布佐3395番地の10―202号　グランドメゾン和田
債務者　本村　雅明
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第４４４号
千葉県流山市大字東深井189番地の５
債務者　窪寺かおり
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第１２号
岩手県釜石市大字平田第６地割１番地９　釜石市平田第２仮設団地16―１号室、旧住所岩手県上閉伊郡大槌町小鎚第26地割172番地１定住促進住宅２―208
債務者　永岡　久雄
1　決定年月日時　平成24年７月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２４年（フ）第４５１号
仙台市若林区弓ノ町62番地の１　セザール弓ノ町103
債務者　岩渕佳緒里
1　決定年月日時　平成24年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第５４号
茨城県日立市森山町１丁目27番11号
債務者　相田　恵美
1　決定年月日時　平成24年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２４年（フ）第８１号
茨城県日立市川尻町６丁目31番10号
債務者　高松　順修
1　決定年月日時　平成24年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２４年（フ）第８７号
茨城県日立市東大沼町３丁目２番26号
債務者　小林　直美（旧姓関・長岡・菊池）
1　決定年月日時　平成24年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２４年（フ）第１０８８号
愛知県春日井市中央台２丁目３番地２　227号棟701号室
債務者　寺西　勝英
1　決定年月日時　平成24年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第８７号
滋賀県犬上郡豊郷町大字安食南556番地14、前住所滋賀県犬上郡豊郷町大字三ツ池26番地33
債務者　久木　豊一
1　決定年月日時　平成24年７月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第２０８号
京都市中京区御池通東洞院西入仲保利町191番地４
債務者　内藤　法子
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２１４号
神戸市灘区岸地通４丁目１番21号　シエスタ王子公園102、従前の住所神戸市灘区岸地通５丁目３番２号　102林方
債務者　城間　祐三（旧姓林）
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部